

# 令和7年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会



## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 令和7年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和7年5月29日（木）午前11時00分～11時53分
- 2 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所7階特別会議室、各理事市市役所副市長室等  
次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の場  
所で参加した。  
中村 寧（旭川市会議室7E）  
鎌田 潔（秋田市会議室4-A）  
山田啓之（金沢市副市長室）  
杉野みどり（名古屋市副市長室）  
高橋 徹（大阪市副市長応接室）  
加藤昭彦（高松市副市長室）
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 15名 定足数 8名
- 4 出席理事 8名（以下、敬称略）  
加藤昭彦、鎌田潔、杉野みどり、高橋徹（理事長職務代理者）、中村寧、  
福田紀彦（理事長）、三富吉浩（常務理事）、山田啓之（五十音順）
- 5 欠席理事 7名  
今西正男、志賀雅彦、西本能尚、比留間彰、藤本章、光山裕朗、山下佳寿  
（五十音順）
- 6 出席監事 監事現在数 2名  
西川敏  
（欠席）遠藤幸子
- 7 議題  
【議決事項】  
議案第1号 令和6年度事業報告について  
議案第2号 令和6年度決算について  
議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について  
議案第4号 定款の一部を改正する定款の制定について

議案第5号 役員報酬等及び費用に関する基準の一部を改正する基準の制定について

議案第6号 契約規程の一部を改正する規程の制定について

議案第7号 職務権限規程の一部を改正する規程の制定について

議案第8号 総会において選任される理事候補者の決定について

議案第9号 地区協議会会長の選任について

議案第10号 業務方法書第12条に定める有資格者の選任について

議案第11号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

#### 【報告事項】

報告第1号 理事の退任について

報告第2号 代表理事の職務執行の状況について

報告第3号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について

報告第4号 令和6年度助成対象事業における各団体の実施状況について

### 8 議事の経過の要領及びその結果

#### (1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の決議に必要な要件を満たしていることを事務局に確認した。

#### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三富吉浩常務理事（以下「三富常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

#### 【議決事項】

ア 議案第1号「令和6年度事業報告について」

議案第2号「令和6年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

まず、議案第1号、令和6年度事業報告について、次のとおり説明を行った。

「初めに、冒頭の2段落目ですが、令和6年度は、中長期経営計画の取組の2年目となりましたが、今後とも、この計画に掲げる取組を着実に推進し、相互救済事業はもとより、防災・減災に関する事業の積極的な実施を通じて、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。なお、現在の会員数は、792市で、全国全ての市が会員となっております。

それでは、本会が行う事業ごとに、ご説明いたしますので6ページをお開きください。

1の、「相互救済事業」でございます。はじめに、建物損害共済について説明しますので、中段の表をご覧ください。

当年度（令和6年度）実績（A）の契約件数は32万件余、分担金受取額は、83億円余、2行下の、共済金支払額は、47億円余となりました。この結果、分担金に対する共済金の割合である損害率は、57.5%となりました。

また、表の右端「対前年度比」でございますが、分担金受取額は3.7%の増で、これは主に建築費指数の上昇によるもの、その2行下、共済金支払額は4.4%の減で、これは主に、能登半島豪雨をはじめとする線状降水帯による大雨や、台風などによる被害が見られたものの、高額な損害の発生が少なかったこと、また、近年、ごみ処理施設の大規模な火災が頻発しておりますが、その共済金の請求が進まなかったことによるものです。

その一方で、最下段の、支払備金（流動負債）は、対前年度比で14.1%の増となりました。

令和6年、単年度の共済金支払額、損害率は、前年度比較では共に減少しましたが、表のすぐ上の記載「しかしながら」にありますように、流動負債として、過年度のもので共済金の請求に至っていないものに加え、令和6年度においても、新たに大規模な「ごみ処理施設の火災」が発生したことにより、翌年度以降に支払が繰り越された共済金、これを支払備金と言いますが、火災で約109億円、風水災等で約60億円、総額では、対前年度比24億円余の増の201億円を超えており、引き続き予断を許さない状況にございます。

補足いたしますと、この201億円余の支払備金は、単年度の分担金受取額の2.4倍にあたる規模になります。

次に、7ページ上の、自動車損害共済の表をご覧ください。当年度（令和6年度）（A）の契約台数は20万台余、分担金額は32億円余、2行下の、共済金支払額は26億円余となりました。

この結果、損害率は82.5%、前年度に比べ7.1ポイントの増となり、表の最下段の支払備金も前年度比較で増加しております。これは主に、車両共済で高額の支払が1件あったことに加え、部品の価格や作業工賃などの値上げによる修理費の上昇によるものです。

各市におかれましては、自動車事故の防止対策に取り組んでいただいているところですが、本会としても、事故防止に資する働きかけを積極的に行い、自動車共済の収支安定に努めてまいります。

次に、表の下、地震災害見舞金では、令和5年度に発生した「令和6年能登半島地震」などにより被災した54団体に、16億円余の見舞金を交付いたしました。

次に、2の、普及啓発事業では、ごみ処理施設を訪問し、防災・減災についての施設研修会を開催いたしました。また、2段落目にございますが、自動車損害共済については、公用車の事故抑止策に寄与する安全運転講習会などを開催いたしました。

次に、3の、融資事業でございますが、本事業は、市の消防・防災施設整備事業等の資金に、低廉な利率で融資し、都市機能の整備等を図ることを目的としております。令和6年度は、311団体、343事業に77億円余を融資いたしました。

次に、8ページをご覧ください。4の、防災専門図書館でございますが、令和6年度は、蔵書やデジタルアーカイブの充実、非来館者へのサービスにも努めながら、団体見学の受け入れなど、利用者の裾野を広げる活動や、大学との連携協定などにより、利用者からの問い合わせ対応の向上を図りました。また、新たに「防災ライブラリー通信」の発信を委託団体向けに始めたほか、図書館総合展などへの出展や、企画展「南海トラフが動くとき」の開催など、専門図書館ならではの情報発信を行いました。

次に、5の、防災その他に関する事業でございますが、（1）は、過去の災害の教訓を踏まえ、啓発活動を通じた都市防災推進の取組として、令和6年9月には「南海トラフ、首都直下地震の切迫に鑑み、何をすべきか」

をテーマとしてフォーラムを開催し、オンラインで配信しました。

また、12月には、大震災で大量発生するコンクリートガラを活用として、「建築廃材を資源に変える事前防災の提案と防災対策」をテーマとするセミナーをオンラインで配信しました。次に(2)の、協助金は9ページの表のとおり、日本都市センター等の3団体それぞれに、前年度と同額の合計で4千万円を交付いたしました。

次に、10ページ、6の、日本都市センター会館事業でございますが、収益事業としてのホテル部門は、ホテル事業者に委託し、効率的、効果的な運営に努めております。

令和6年度のホテル部門は、堅調なホテル市場を背景に、下の表の上段「経常収益」にあるとおり、前年度と比較して、収益が改善したことなどから、その下の段、「経常費用」を差し引いた、表の最下段、「当期経常増減額」、いわゆる「損益」は、4億5千万円余のプラス、2期連続の黒字となりました。

表の上の本文最後の段落、「なお書き」ですが、当会館は、熱源設備の更新において、ZEB化による省エネの取組を推進しておりますが、経済産業省から、この計画の優良性が認められ、補助金の採択を受けております。今後も、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、11ページ、7の、保険手続き事業でございますが、(1)の道路賠償責任保険取扱業務は、市が管理する道路の賠償責任を補償する保険を取り扱う業務となりますが、表にありますとおり、加入市数は603市、取扱手数料3,600万円余となりました。次に、(2)自動車損害賠償責任保険代理店業務は、市が所有する自動車の自賠責保険の代理店業務となりますが、取扱台数は9,643台、手数料収入は1,500万円余となりました。

次に、8の、総会及び理事会につきましては、11ページから12ページの表に記載のとおり開催し、議案は全て原案のとおり可決されました。

次に、13ページ、9の、内部統制システムの運用状況でございますが、(1)の令和6年度事業報告及び決算の監事監査につきましては、会計監査人と監事の監査を受け、適正である旨の意見をいただいております。

「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」は、45ページ以降に掲

載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。次に、(2)のコンプライアンス委員会、(3)内部監査等につきましては、記載の通りでございます。

最後に、14ページ、10の、付属明細書でございますが、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、所定の付属明細書は作成してございません。

令和6年度の事業報告の説明は、以上でございます。

---

引き続き、理事会議案第2号「令和6年度決算」についてご説明申し上げます。議案書類は、15ページ以降でございますが、本日はその要点を簡潔にまとめた「決算の大要」でご説明いたしますので、41ページをお開きください。

はじめに、1「貸借対照表」についてですが、資産の部の上段、流動資産は、現金預金、未収金など、流動資産合計で、160億2千万円余、その下の固定資産は、特定資産として、消防・防災施設整備事業等資金融資資産389億円、減価償却引当資産80億円など、特定資産合計で474億円余、その下、その他固定資産は、土地や建物などの会館資産など、合計で、113億6千万円余、固定資産合計では、587億9千万円余となりました。

この結果、資産合計は748億2,320万円で、右端の増減、前年度と比較して、14億1,432万2千円の増となりました。

一方、負債の部ですが、上から支払備金、前受分担金、異常危険準備金など、相互救済事業に係る準備金が主なものでございまして、流動負債合計が、322億円余となりました。このうち、支払備金は、当年度末時点で、既に事故が発生しているものの、年度内に支払いに至らなかった共済金額及び地震災害見舞金の推定額を見積もったものです。

その下の、前受分担金は、当年度計上した分担金収益のうち、翌年度に帰属する分担金相当額を負債に計上するものです。

下の固定負債合計が、5億8千万円余で、この結果、負債合計は、327億8,727万5千円となり、前年度と比較して、18億5,318万5千円の増となりました。

この結果、資産合計から負債合計を差し引いた、下から2行目の正味財産合計は、420億3,592万5千円で、前年度と比較して、4億3,886万2千円の減となり、正味財産は、令和4年度以来、2期ぶりに減少しました。

次に、42ページ、「正味財産増減計算書」をご覧ください。この計算書は、企業会計の損益計算書にあたるもので、ここでは、(1)に法人全体の収益及び費用の前年度比較を、(2)に会計別の正味財産増減の内訳を記載しております。

はじめに、(1)法人全体の経常収益は、上から特定資産運用益、事業収益など、合計では、147億2,310万6千円で、前年度に比べ、7億4,826万8千円の増となりました。この主な要因は、建築費指数の上昇により、建物分担金収益が増加したことに加え、堅調なホテル市場を背景に、収益事業である会館事業の収益が拡大したことによるものです。

これに対して、経常費用計は、151億6,132万2千円で、前年度と比較して、13億4,969万円の増となりました。この主な要因は、当期は異常危険準備金への繰入ができなく、繰入金が18億円余の減となりましたが、その一方で、新たに発生した大規模なごみ処理施設の火災事故などで、建物災害共済金が、29億円余の増となったことによるものです。

この結果、「経常費用計」の下、当期の経常増減額(損益)は、4億3千万円余の減となり、これに法人税等を差し引いた法人全体の当期一般正味財産は、4億3,886万2千円の減(の赤字)となりました。

次に(2)の会計別の正味財産増減の内訳です。

大きく、公益目的事業、収益事業、法人会計の3つに分かれております。表側の下の方、「経常費用計」の一つ下、当期経常増減額でございますが、公益目的事業では9億1千6百万円余の減(の赤字)、収益事業では4億7千8百万円余の増(の黒字)、法人会計では増減なしとなりました。

その2つ下、公益法人認定法の定めによる「他会計振替額」として、「収益事業」から4億6千5百万円余を、公益目的事業に振替えることによりまして、公益目的事業の最下段の「当期一般正味財産増減額」は、4億5千94万8千円の減(の赤字)となり、公益目的事業の収益の額が、その

費用の額を超えないという「収支相償」に適合することになります。

次に、事業ごとに、正味財産の増減をご説明いたしますので、43ページをお開きください。3の、「事業別当期一般正味財産増減」でございます。

はじめに、公益目的事業の主な収益は、表の上から2段目「事業収益」のうち、建物分担金収益81億円余、自動車分担金収益31億9千万円余で、経常収益計Aは、113億9,624万3千円となりました。

なお、建物及び自動車、それぞれの分担金収益の下に、内訳を記載しておりますが、内訳の「分担金受取額」は、当年度に、委託団体から受取った分担金の実額であり、会計の現金主義により計上するものです。

その下「前受分担金増減額」は、前年度末と当年度末の貸借対照表上の「前受分担金」と比較して、増加した場合は収益のマイナス、減少した場合は収益のプラスとして計上することで、会計の発生主義による調整を行うものです。

次に、下段の「費用」でございますが、事業費につきましても、収益と同様に建物、自動車、地震見舞金それぞれに内訳を記載しております。内訳の「共済金支払額」は、当年度に委託団体に支払った共済金の実額を計上するもの、その下「支払備金増減額」は、前年度と当年度末の貸借対照表上の「支払備金」とを比較して、増加した場合は費用のプラス、減少した場合は費用のマイナスとして計上することで、会計の発生主義による調整を行うものです。

主な費用ですが、「建物災害共済金」は、72億8千万円余で、前年度と比較して29億6千万円余の増となりました。これは主に、当年度（令和6年度）、新たに、大規模なごみ処理施設の火災が10件、総額で30億円余の損害が発生したことで、支払備金増減額が増となったことによるものでございます。

「自動車災害共済金」は、27億3千万円余、「地震災害見舞金」は、9億円余、となりました。

その下、異常危険準備金は、当期の資産への繰入ができなかったことにより、18億9千万円余の減となりました。

この結果、表の下、「経常費用計B」は、123億1,293万3千円となり、経常収益Aから経常費用Bを差し引いた「当期経常増減額」は、

9億1,668万9千円の減（赤字）となりました。

次に44ページをお開きください。収益事業である会館事業ですが、表の上段、主な収益は、上から貸室等で2億4千万円余、ホテル部門の会議室等で、27億6千万円余、経常収益計Aは、30億6,946万3千円となりました。

これに対し、下段の費用は、ホテル事業者への会館運営委託費や会館資産における減価償却費などで、下から2段目の経常費用計Bは、26億1,214万8千円となりました。

この結果、当期経常増減（損益）は、4億5,731万4千円の増で、前年度に続き2期連続の黒字となり、順調に推移しています。

もう一つの収益事業の保険手続事業ですが、経常収益計が、5,100万円余、経常費用計が、3,000万円余で、当期経常増減額（損益）は、2,115万9千円の増の黒字となりました。

次に、(3) 法人会計でございますが、「業務方法書」第5条に基づき、  
共済基金分担金の一部を法人会計に充当したため、経常収益計と経常費用計が共に2億838万4千円となりますので、当期経常増減はありません。

なお、理事会で事業報告及び決算の承認をいただきますと、公益法人認定法に基づき、内閣府に対し、財務諸表等の書類のほかに、「会員名簿」等を提出する必要があります。その概要につきまして、51ページ以降に掲載していますので、後ほどご参照願います。

「令和6年度決算について」の説明は、以上でございます。

-----  
続きまして、議案第3号についてご説明申し上げますので、65ページをお開きください。

下の参考に、支払準備資産に関する規程の第2条において、その額は、理事会において選任された有資格者が計算したリスクの範囲に、運営指標とされている「6」を乗じた額とされており、第2項で、このリスクの範囲については、理事会の承認を得るものとされております。

本議案は、このリスクの範囲につきまして、有資格者として選任しております法人からの、保険業法に準じて作成された意見に基づき、129億

円と定めるものでございます。なお、意見書は67ページ以降にございますので、後ほどご参照願います。

また、恐れ入りますが、一旦31ページにお戻りください。

この129億円は、このページの「財務諸表に対する注記」の、1の(5)「異常危険準備金の計上基準」の「なお書き」に記載のとおり、備えるべき支払準備資産の額は、このリスクの額129億円の6倍に相当する774億円となります。

議案第1号から第3号までの説明は、以上でございます。」

-----  
議案第1号から第3号の説明の後、西川敏監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく表示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録は、いずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「定款の一部を改正する定款の制定について」

議案第4号について、次のとおり説明を行った。

「79ページをお開きください。本議案は、理事の定数を改める等のため、定款の一部を改正する定款の制定について、承認を求めるものでございます。

「制定要旨」でございますが、81ページをお開きください。公益法人認定法の一部改正を踏まえ、外部理事・監事の設置等に伴う所要の整備を行うため改正するもので、上の附則にありますとおり、総会の決議の日から施行するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、83ページをご覧ください。

上段、1つ目の黒ポツでございますが、昨年、公益法人制度が見直され、①「財務規律の柔軟化」、②「行政手続の簡素化」、③「ガバナンスの充実」を柱とする改正法が、今年4月に施行されたところです。

2つ目のポツ、当会の理事の定数は、定款において「13名以上21名以内」としており、理事会の円滑な運営や定足数の確保などを考慮して定めら

れているところでございますが、3つ目のポツ、今般の改正における外部理事・監事の必置化を受けまして、ガバナンスの充実といった法の趣旨を踏まえ、理事の所要の定数を確保するため、定款を改正するものでございます。

下段をご覧ください。この資料は、内閣府のホームページから抜粋したものととなりますが、外部理事については、認定基準として、理事の1人以上が外部理事に該当すること、また、外部理事の要件として、当該法人の業務執行理事等でない者、本会のような公益社団法人の場合、その「社員」でない者、本会で言いますと「会員市」の役員・使用人でない者とされております。

このため、現在の業務執行理事に当たる代表理事及び代表理事以外の理事は、会員市の副市長であるため、いずれも外部理事の要件には該当しないことから、外部理事を新たに選任する必要がございます。また、表の最下段ですが、経過措置としては、「全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用」となるものでございます。

次の、84ページの上段をご覧ください。経過措置を本会に当てはめますと、現在の理事の任期満了は令和8年6月の総会まで、となっておりますので、その際に新たに選任する理事のうち少なくとも1名以上は、外部理事に該当する方を選任する必要がございます。

下段をご覧ください。定款改正の主な内容となります。

1つ目の黒ポツ、改正理由は、経過措置の期間内に外部理事として本会が行う事業に関し、学識経験のある方を円滑に選任するため、2つ目のポツ、理事の人数を外部理事として2名増員し、定数の上限を23名とすること、3つ目のポツ、その理由として、法改正の趣旨であるガバナンス充実に向けた自主的な取組を図るため、従来の理事の人数に照らし相応の数を確保すること、1名の増員とした場合、当該1名の外部理事が退任すると、総会において選任されるまで空席となり、ガバナンス強化にならないこと、などがございます。

4つ目のポツ、外部監事につきましては、現在2人置いている監事のうち、1名は外部監事に該当することから、定款の改正はいたしません。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第4号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第5号「役員の報酬等及び費用に関する基準の一部を改正する基

準の制定について」

議案第5号について、次のとおり説明を行った。

「87ページをお開きください。本議案は、役員の報酬等及び費用に関する基準の一部を改正する基準の制定について承認を求めるものでございます。

「制定要旨」でございますが、公益法人認定法の一部改正に伴い、その適用条文が号ずれとなっていることなどに対応するため、改正するものでございまして、施行期日は、総会の決議の日とするものでございます。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第5号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第6号「契約規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第6号について、次のとおり説明を行った。

「89ページをお開きください。本議案は、契約規程の一部を改正する規程の制定について承認を求めるものでございます。

「制定要旨」でございますが、地方自治法施行令の改正趣旨を踏まえ、いわゆる少額随意契約の方法によることができる場合の額を政令に順じて引き上げるため改正するものでございまして、改正後の額は、新旧対照表に記載のとおりでございます。施行期日は、令和7年5月29日でございます。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第6号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第7号「職務権限規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第7号について、次のとおり説明を行った。

「91ページをお開きください。本議案は、職務権限規程の一部を改正する規程の制定について、承認を求めるものでございまして、ただいまの議案第6号の、少額随意契約の方法によることができる場合の額の改正等を踏まえ、事案の専決者区分について、92ページの改正前の別表を、93ページの改正後の別表に改正するものでございます。施行期日は、令和7年5月29日でございます。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第7号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第8号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第8号について、次のとおり説明を行った。

「95ページをお開きください。定款の規定に基づき、昨年の「定時総会」以降に退任された6名の理事の後任として、来月開催予定の総会において、選任する理事候補者を決定したく、提案するものでございます。

なお、ここに記載の6名の候補者につきましては、地域市長会又は都道府県市長会からの推薦に基づき、選任しております。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第8号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

キ 議案第9号「地区協議会会長の選任について」

議案第9号について、次のとおり説明を行った。

「99ページをお開きください。北海道地区協議会会長が退任されたため、「地区協議会等の設置に関する規程」に基づき、後任として、ここに記載の副市長を選任いたしたく、提案するものでございます。

なお、候補者につきましては、札幌市からの推薦に基づき、上程いたしております。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第9号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ク 議案第10号「業務方法書第12条第3項に定める有資格者の選任について」

議案第10号について、次のとおり説明を行った。

「101ページをお開きください。業務方法書第12条に基づき、保険数理に関する有資格者の選任について提案するものでございます。

102ページをお開きください。業務方法書第12条第1項では、相互救済事業の運営上、公有財産等の損害に対するてん補総額は、通常の予測を超えて発生する「リスクの範囲」及び「運営指標」により計算した支払準備資産を限度とするものとし、これをもって保有資産の上限額とする、と規定しております。

この「リスクの範囲」及び「運営指標」の算出にあたって、同条第2項により、アクチュアリーという保険数理の専門家としての資格を有する者の意見に基づくものとしており、この「有資格者」については、同条第3項により、理事会で選任することとされていることから、ご提案するものでございます。

101ページにお戻りいただき、1の「有資格者名」は、<sup>イーワイ</sup>E Yストラテ

ジー・アンド・コンサルティング株式会社で、2の「任期」は、令和7年6月1日からの2年間、3の「契約金額」は、190万円、4の「業務の内容」は、(1)、(2)にありますとおり、令和7年度、8年度の「決算を審議する通常理事会」において、支払準備資産の額を決定するために必要な、「リスクの範囲」及び「運営指標」に関する助言、並びに意見書を提出するものでございます。

5の「選定の経緯」ですが、公募による選定の結果、当該法人を有資格者として選任することをご提案するものでございます。なお、103ページ以降に、仕様書、審査結果等を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第10号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ケ 議案第11号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

議案第11号について、次のとおり説明を行った。

「105ページをお開きください。定款において、総会は理事会の決議に基づき、理事長が招集するものと規定されており、また、総会運営基準において、総会の日時、場所、目的である事項等につきましても、理事会の決議によるものと定められております。

ついでには、総会を、「令和7年6月26日（木曜日）の午後4時」から、「日本都市センター会館」で開催したいと存じます。また、議題としては、報告として、「令和6年度事業報告及び決算」と、本日開催の「通常理事会の決議等の内容」について、また、議案として、「定款の一部改正」、「役員報酬基準の一部改正」及び「理事の選任」を上程します。

また、議決権の行使については、4に記載のとおり取扱いとし、傍聴のみのWebによる参加も可能とするものとしたします。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第11号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### 【報告事項】

ア 報告第1号「理事の退任について」

報告第1号について、次のとおり報告を行った。

「109ページをお開きください。令和7年2月17日開催の通常理事会以降、3月に2名の理事が、また、4月に1名の理事が、それぞれ退任

されたので報告いたします。」

イ 報告第2号「代表理事の職務執行の状況について」

報告第2号について、議長は、この報告は定款第21条第4項に基づき代表理事が自己の職務執行の状況について報告するものだが、重複を避けるため、常務理事が代表して報告する旨の説明を行った後、常務理事が次のとおり報告した。

「111ページをお開きください。本報告は、理事会等運営規程に基づき、令和7年2月1日から4月30日までの代表理事の職務執行状況について、ご報告するものです。

はじめに、福田理事長が、職務執行した内容についてご説明いたしますので、113ページをお開きください。

2の「職務執行した内容」でございますが、(1)の理事長権限事項で、自身が決裁又は執行した職務では、アの理事会の決議の省略に係る提案の実施やイの臨時理事会を招集し、議長を務めたほか、常勤職員の採用など、以下記載のとおりでございます。

(2)の内規の制定、改廃では、アの「職員の休暇に関する規程の一部改正」のほか、記載の5件の規程の一部改正を行いました。

114ページに参りまして、(3)の「利益相反行為に該当する職務執行」はございません。以上が、理事長の職務執行報告でございます。

次に、115ページをお開きください。高橋理事長職務代理者の報告でございます。

2の「職務執行した内容」でございますが、(1)の「理事長権限とされた事項」、(2)の「理事長権限とされた内規の制定・改廃」のいずれも、①の「自身が決裁した事項」はなく、②の「理事長の決裁等に際し、理事長職務代理者として関与した事項」については、先ほどの理事長の報告内容と同様でございます。(3)の「利益相反行為に該当する職務執行」はございません。以上が、理事長職務代理者の職務執行報告でございます。

最後になりますが、117ページをお開きください。わたくし常務理事の報告でございます。

2の「職務執行した内容」でございますが、(1)の①「常務理事権限で自身が決裁又は執行した事項」では、「嘱託職員の採用と退職」のほか、

ウの建物総合損害共済の1件5,000万円を超える支出では、約8億4,605万円、6件の、また、エの自動車損害共済の1件1,000万円を超える支出では、約1,292万円、1件の決定を、それぞれ行いました。

次の理事長の権限事項もしくは決裁に際し、②の「専決した事項」はなく、③の「常務理事として関与した事項」は、先ほどの理事長の報告内容と同様でございます。

次に、(2)の「内規の制定又は改廃に関して」は、①の「常務理事権限とされた事項」では、アの「嘱託職員の休暇に関する規程の一部改正」のほか、おめくりいただきまして、記載の3件の規程等の一部改正を行いました。②の理事長権限事項で「常務理事として関与した事項」は、先ほどの理事長の報告内容と同様でございます。

次に、(3)の「利益相反行為に該当する職務執行」は、ございません。説明は、以上でございます。」

ウ 報告第3号「理事長の利益相反取引に係る重要事項について」

報告第3号について、次のとおり報告を行った。

「119ページをお開きください。現在、福田理事長が市長を務められている川崎市と、本会との共済委託契約及び資金融資貸付については、利益相反取引にあたることから、理事会での承認を得て、取引を行っているところですが、規程で、その報告を理事会で行うこととされておりますので、令和6年度の取引について、ご報告するものでございます。

取引の内容、金額等については、2の、「取引の重要事項」に記載のとおりでございます。いずれの取引につきましても、本会の業務規程及び、融資規程に基づき、他の団体と同一の条件で契約を行っております。説明は、以上でございます。」

エ 報告第4号「令和6年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

報告第4号について、次のとおり報告を行った。

「121ページをお開きください。本会では、定款に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として、助成事業を実施しておりますが、実施団体それぞれが行った令和6年度事業

について、助成規程に基づき、その実績をご報告するものでございます。

1の「助成対象事業 及び 協助金交付額」につきましては、(1)の、公益財団法人日本都市センターなど、3団体が実施した3事業に対しまして、総額4,000万円の協助金を交付いたしました。

なお、各団体の事業実施報告書については、123ページ以降に添付しております。説明は、以上でございます。」

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午前11時53分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和7年5月29日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 高橋 徹 印

代表理事 三富吉浩 印

監 事 西川 敏 印